

令和6年度 神戸大学暁木会 東京支部総会

開催日：令和6年6月28日(金)

開催場所：神保町 喜山倶楽部 飛鳥の間

〒101-0003 東京都千代田区一ツ橋 2-6-2 日本教育会館 9階

一次 第一

(司会：川野 康彦 新39)

【第一部：総会】 18:00 - 18:45

開会

1. 来賓紹介

神戸大学大学院工学研究科市民工学専攻

神戸大学都市安全研究センター

大石 哲 教授

暁木会会長

黒澤 正之 (新36)

2. 支部長挨拶

渡邊 武志 暁木会東京支部長 (新38)

3. 議案審議

報告事項 【第一号議案】 会務報告

【第二号議案】 会計報告

【第三号議案】 会計監査報告

審議事項 【第四号議案】 役員選出

【第五号議案】 予算案

【第六号議案】 支部会則の改訂

4. 本部来賓挨拶および本部助成金授与

黒澤 正之 暁木会会長

閉会

【第二部：講演会】 18:45 - 19:15

「防災デジタルツイン自動作成による災害シミュレーション自動実行システムの構築」(仮題)

神戸大学大学院工学研究科市民工学専攻/都市安全研究センター 大石 哲 教授

【第三部：懇親会】 19:15 - 中締め

1. 写真撮影

2. 大学近況報告および乾杯

神戸大学大学院工学研究科市民工学専攻/都市安全研究センター 大石 哲 教授

3. 本年度新入会員自己紹介

4. 中締め

以上

令和6年度暁木会東京支部総会議案

報告事項

【第一号議案】会務報告

1. 令和5年度暁木会東京支部総会

開催日：令和5年6月2日（金）18:30～20:30

会場：東京六甲クラブ+Zoomミーティング

出席者：神戸大学大学院工学研究科 橘伸也教授、石原茂本部長

令和5年度暁木会東京支部総会は、台風2号の影響で新幹線が運休したことにより、現地参加を予定されていた橘先生と石原本部長が急遽Zoom参加となりましたが、40名を超える支部会員（現地39名+Zoom 5名）に参加していただきました。

また、コロナ禍の影響を考慮して自粛していた懇親会も支部総会としては4年ぶりに開催し、短い時間でしたが歓談し交流を深めることができました。

2. その他

(ア) 令和5年度暁木会総会現地にて渡邊支部長出席、令和6年3月26日

(イ) 令和5年度暁木会東京支部定例幹事会および執行部会

(幹事会) 第1回：令和5年5月17日、第2回：令和6年1月10日

(執行部会) 第1回：令和5年4月17日、第2回：令和6年1月29日 (WEB)

(ウ) 令和5年度 K T C 東京支部 (六甲クラブ)

(クラブ代表幹事会) 令和5年9月5日

(支部総会) 令和5年10月12日

【第二号議案】会計報告（令和5年度）

令和5年度（令和5年4月1日～令和6年3月31日）

収入の部			支出の部		
費目	金額	摘要	費目	金額	摘要
前年度繰越金	517,447		総会関連費用	188,493	※3
本部助成金	400,000	※1	通信、事務費	4,338	
支部総会会費	58,000	※2	会議費	137,526	※4
幹事会参加費	28,000	※2	旅費・交通費	39,060	※5
預金利息	4		慶弔費	0	
			会費	40,000	※6
			寄付金	100,000	※7
			次年度繰越金	494,034	うち現金 4,094円
合計	1,003,451		合計	1,003,451	

※1 本部助成金について、例年どおり 400,000 円の助成。

※2 支部総会は29名、幹事会は14名より、それぞれ 2,000円を徴収。

※3 支部総会、講演会における費用。（講演謝礼、Zoom 設備費含む）

※4 職域・クラス幹事が参集しての幹事会および執行部会を計 4回の開催（Zoom 設備費含む）

※5 本部総会（令和 6年 3月）出席旅費

※6 東京六甲クラブ年会費。令和5年度分

※7 大学（市民工学教室）への寄付

【第三号議案】会計監査報告（令和5年度）

令和5年度の会計について、帳簿、証拠書類、預金通帳などを綿密に精査しました結果、いずれも正確かつ適正であることを認めます。

2024年 4月 / 日

田中俊行



審議事項

【第四号議案】役員選出

役員選出（案）

	令和5年度	令和6年度
支部長	田中 俊行（新 37）	川野 康彦（新 39）
	渡邊 武志（新 38） 令和6年1月29日より	—
副支部長	大谷 達彦（新 40）	井上 貴文（新 41）
事務局長	川野 康彦（新 39）	大谷 達彦（新 40）

【第五号議案】予算案（令和6年度）

令和6年度（令和6年4月1日～令和7年3月31日）

収入の部			支出の部		
費目	金額	摘要	費目	金額	摘要
前年度繰越金	494,034		総会関連費用	232,000	※3
本部助成金	400,000	※1	通信、事務費	4,000	
支部総会会費	128,000	※2	会議費	130,000	※4
			旅費・交通費	60,000	※5
			慶弔費	0	
			会費	40,000	※6
			その他	50,000	
			次年度繰越金	506,034	
合計	1,022,034		合計	1,022,034	

※1 本部助成金については、Zoom 会議等の活動費用が発生する事から、例年どおり 400,000 円

※2 会員が参集した懇親会を実施。来賓や新入会員を除く人数を32人と想定（4,000円×32人）

※3 支部総会、講演会における支部負担費用。（講演謝礼、Zoom 設備費含む）

※4 職域・クラス幹事が参集した幹事会および執行部会 4 回の開催を見込む。（Zoom 設備費含む）

※5 本部総会（令和7年3月）とKTC総会（令和7年5月）の出席旅費

※6 東京六甲クラブ年会費。令和6年度分。

【第六号議案】支部会則の改訂

暁木会東京支部会則 対比表 (1/6)

現 行	2024年6月改訂案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1条 本会は、「東京、神奈川、千葉、茨城、栃木、埼玉、群馬、山梨、新潟、福島、宮城、山形、秋田、岩手、青森、北海道」の地区に在職または在住する暁木会会員で構成し、民主的な団結により母校の発展に寄与し、併せて学術研鑽並びに会員相互の親睦を図ることを目的とする。</p> <p>第2条 本会は、「暁木会東京支部」と称する。</p> <p style="text-align: center;">第2章 会 員</p> <p>第3条 本会の会員は、次のとおりとする。 元神戸高等工業学校土木科卒業生、元神戸工業専門学校土木科卒業生、神戸大学工学部土木工学科、建設学科（土木系コース）、市民工学科卒業生および工学専攻科（土木）修了生、同大学院工学研究科（土木）および自然科学研究科（土木）、工学研究科（市民工学）修了生並びにこれらに準ずるもので、「東京、神奈川、千葉、茨城、栃木、埼玉、群馬、山梨、新潟、福島、宮城、山形、秋田、岩手、青森、北海道」の地区に在職または在住する者。</p> <p style="text-align: center;">第3章 事 業</p> <p>第4条 本会は第1条の目的を達成するために、次の事業を行う。 （1）母校および神戸大学工学振興会（KTC）の発展に寄与するための事業 （2）名簿、その他刊行物の発行 （3）会員相互の親睦に関する事業 （4）前各号のほか、本会の目的を達成するための必要な事業</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p><u>(目的)</u> 第1条 (略)</p> <p><u>(名称)</u> 第2条 (略)</p> <p style="text-align: center;">第2章 会 員</p> <p><u>(会員の構成)</u> 第3条 (略)</p> <p style="text-align: center;">第3章 事 業</p> <p><u>(事業の内容)</u> 第4条 (略) （1） (略) （2）名簿の整備 （3） (略) （4） (略)</p>

現 行	2024年6月改訂案
<p style="text-align: center;">第4章 役員および相談役</p> <p>第5条 本会に次の役員をおく。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 支部長 1 名 (2) 副支部長 1 名 (3) 代表幹事 若干名 (4) 幹事 若干名 (5) 顧問 若干名 (6) 事務局長 1 名 <p>第6条 支部長および副支部長は、幹事会において推薦し、総会の承認を受ける。</p> <ul style="list-style-type: none"> 2. 代表幹事は、幹事の中から支部長がこれを委嘱する。 3. 幹事は、クラス幹事及び職域幹事とし、クラス幹事は原則として卒業回毎に1名選出する。 4. 事務局長は、会員の中から支部長がこれを委嘱する。 5. 事務局長は、若干名の事務局員をおくことができる。 6. 顧問は、支部長経験者とする。 	<p style="text-align: center;">第4章 役員および相談役</p> <p>(役員の種類)</p> <p>第5条 (略)</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)・(2) (略) (3) <u>事務局長</u> (4) <u>職域幹事</u> (5) <u>クラス幹事</u> (6) <u>顧問</u> <ul style="list-style-type: none"> 2. <u>支部長、副支部長、事務局長、顧問は執行部として、会務の執行を行う。</u> 3. <u>職域幹事は、原則として東京支部会員が3名以上所属する職域ごとに、少なくとも1名とするが、3名未満の職域に設けることを妨げない。また、異動などにより職域幹事を交代する場合は、支部長若しくは事務局長に連絡するものとする。</u> 4. <u>クラス幹事は、東京支部所属の会員のうち、卒業回ごとに少なくとも1名とし、協議により決定するものとする。また、異動などによりクラス幹事を交代する場合は、支部長若しくは事務局長に連絡するものとする。</u> <p>(役員を選出)</p> <p>第6条 (略)</p> <ul style="list-style-type: none"> 2. <u>事務局長は、会員の中から支部長がこれを委嘱する。</u> 3. <u>事務局長は、若干名の事務局員をおくことができる。</u> 4. <u>幹事は、クラス幹事および職域幹事とする。</u> 5. <u>顧問は、支部長経験者とする。</u>

暁木会東京支部会則 対比表 (3/6)

現 行	2024年6月改訂案
<p>第7条 支部長は、本会を代表し会務を処理する。</p> <p>2. 副支部長は支部長を補佐し、支部長に事故があるときまたは支部長が欠けたときは、支部長の職務を代行する。</p> <p>3. 事務局長は、支部長事務の補佐をする。</p> <p>4. 幹事は、会員の移動のあった場合、すみやかに事務局長に連絡する。</p> <p>第8条 役員の任期は1年とする。但し、再任を妨げない。</p> <p>2. 役員に欠員を生じた場合は、すみやかに補充するものとする。</p> <p>但し、その任期は前任者の残任期間とする。</p> <p>第9条 支部長が必要と認めたときは、本会に相談役を置くことができる。</p>	<p><u>(役員職務)</u></p> <p>第7条 支部長は、本会を代表し会務を処理する。<u>支部長は原則卒業回若返り順とする。</u></p> <p>2. <u>事務局長は支部長を補佐し、支部長に事故があるときまたは支部長が欠けたときは、支部長の職務を代行する。</u></p> <p>3. <u>副支部長は、支部長および事務局長事務の補佐をする。</u></p> <p>4. <u>職域およびクラス幹事は、主に職域会員および同窓会員間の懇親を図るとともに、総会への参加を促すこと、並びに職域やクラスに会員の移動のあった場合、すみやかに事務局長に連絡する。</u></p> <p><u>(役員任期)</u></p> <p>第8条 役員の任期は<u>副支部長、事務局長、支部長の順に各1年とし、基本的に総会終了後に交代するものとする。</u>但し、再任を妨げない。</p> <p>2. (略)</p> <p><u>(相談役)</u></p> <p>第9条 (略)</p>

暁木会東京支部会則 対比表 (4/6)

現 行	2024年6月改訂案
第5章 会 議	第5章 会 議
<p>第10条 本会の会議は次のとおりとする。</p> <p>(1) 総会</p> <p>(2) 幹事会</p> <p>(3) 代表幹事会</p>	<p><u>(会議の種類)</u></p> <p>第10条 (略)</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>執行部会</u></p>
<p>第11条 総会は通常および臨時の2種とし、本会運営の重要事項を審議する。</p> <p>2. 通常総会は年1回を原則とし、臨時総会は支部長が必要と認めたとときこれを招集する。</p> <p>3. 総会を招集するには、討議事項、日時、場所を示し、会員に通知しなければならない。</p> <p>4. 総会の議長は、支部長がこれにあたる。</p>	<p><u>(総会の招集)</u></p> <p>第11条 (略)</p> <p><u>(総会での議決)</u></p>
<p>第12条 総会の議事は出席会員の過半数をもって決定し、可否同数の時は議長がこれを決定する。なお、WEB等による電子会議、電子会議と対面会議の併用の場合は、電子会議の参加者も出席会員の数に含めるものとする。また、事前投票等を併用する場合は、同様に有効投票者数を出席会員の数に含めるものとする。</p>	<p>第12条 総会の議事は出席会員の過半数をもって決定し、可否同数の時は<u>支部長</u>がこれを決定する。(以下、略)</p>
<p>第13条 幹事会は役員をもって構成し、代表幹事会は支部長・副支部長・代表幹事をもって構成する。</p>	<p><u>(幹事会の構成)</u></p> <p>第13条 幹事会は役員をもって構成する。</p> <p><u>(幹事会の目的)</u></p> <p>第14条 <u>幹事会は、第4条に掲げる本会の事業遂行に向けた執行部の活動を補完することを目的とする。</u></p>
<p>第14条 幹事会は、必要に応じて支部長がこれを召集し、会務の執行に関する重要事項を審議する。</p> <p>幹事に事故があるときには、その卒業回の会員を代理として出席させることができる。</p>	<p><u>(幹事会の招集)</u></p> <p>第15条 幹事会は必要に応じて支部長がこれを召集し、<u>総会での報告内容、審議内容のほか、会員相互の親睦に関する事項を審議する。</u></p> <p><u>クラス幹事に事故があるときには、その卒業回の会員を代理として出席させることができる。</u></p>

現 行	2024年6月改訂案
<p>第15条 代表幹事は、会務の執行にあたる。</p> <p>第16条 幹事会および代表幹事会の審議は、出席者の過半数をもって決定し、可否同数の場合は、支部長がこれを決定する。 なお、WEB等による電子会議、電子会議と対面会議の併用の場合は、電子会議の参加者も出席会員の数に含めるものとする。また、事前投票等を併用する場合は、同様に有効投票者数を出席会員の数に含めるものとする。</p>	<p style="text-align: center;">削除</p> <p><u>(幹事会での議決)</u></p> <p><u>第16条</u> 幹事会の議事は、出席者の過半数をもって決定し、可否同数の場合は、支部長がこれを決定する。(以下、略)</p> <p><u>(執行部会の構成)</u></p> <p><u>第17条</u> 執行部会は支部長・副支部長・事務局長・顧問をもって構成する。</p> <p><u>(執行部会の目的)</u></p> <p><u>第18条</u> 執行部会は、第4条に掲げる本会の事業遂行のための企画、執行並びに、暁木会本部との連絡調整を行うことを目的とする。</p> <p><u>(執行部会の招集)</u></p> <p><u>第19条</u> 執行部会は、必要に応じて支部長がこれを招集し、会務の執行に関する重要事項を審議する。</p> <p><u>(執行部会での議決)</u></p> <p><u>第20条</u> 執行部会の議事は出席者全員の賛成をもって決定する。</p>

暁木会東京支部会則 対比表 (6 / 6)

現 行		2024年6月改訂案	
第6章 会計および会計監査		第6章 会計および会計監査	
第17条	<p>本会の経費は、暁木会本部からの助成金、寄付金、その他の収入をもってこれにあてるものとする。</p> <p>但し、総会その他の行事については、出席者より臨時会費を徴収する。</p>	(経費)	第21条 (略)
第18条	<p>本会の会計は、会計監査員の監査を経て、総会の承認を得、会員に報告するものとする。</p>	(会計報告)	第22条 (略)
第19条	<p>支部長は前条の監査のため、会計監査員を前年度支部長に委嘱するものとする。</p>	(会計監査の委嘱)	第23条 (略)
第20条	<p>本会の事業年度は、毎月4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。</p>	(事業年度)	第24条 (略)

暁木会東京支部会則 (2024.6.28 改訂案)

第1章 総 則

(目的)

第1条 本会は、「東京、神奈川、千葉、茨城、栃木、埼玉、群馬、山梨、新潟、福島、宮城、山形、秋田、岩手、青森、北海道」の地区に在職または在住する暁木会会員で構成し、民主的な団結により母校の発展に寄与し、併せて学術研鑽並びに会員相互の親睦を図ることを目的とする。

(名称)

第2条 本会は、「暁木会東京支部」と称する。

第2章 会 員

(会員の構成)

第3条 本会の会員は、次のとおりとする。
元神戸高等工業学校土木科卒業生、元神戸工業専門学校土木科卒業生、神戸大学工学部土木工学科、建設学科（土木系コース）、市民工学科卒業生および工学専攻科（土木）修了生、同大学院工学研究科（土木）および自然科学研究科（土木）、工学研究科（市民工学）修了生並びにこれらに準ずるもので、「東京、神奈川、千葉、茨城、栃木、埼玉、群馬、山梨、新潟、福島、宮城、山形、秋田、岩手、青森、北海道」の地区に在職または在住する者。

第3章 事 業

(事業の内容)

第4条 本会は第1条の目的を達成するために、次の事業を行う。
(1) 母校および神戸大学工学振興会（K T C）の発展に寄与するための事業
(2) 名簿の整備
(3) 会員相互の親睦に関する事業
(4) 前各号のほか、本会の目的を達成するための必要な事業

第4章 役員および相談役

(役員の種類)

第5条 本会に次の役員をおく。
(1) 支部長 1 名

- (2) 副支部長 1 名
 - (3) 事務局長 1 名
 - (4) 職域幹事
 - (5) クラス幹事
 - (6) 顧問 若干名
- 2. 支部長、副支部長、事務局長、顧問は執行部として、会務の執行を行う。
 - 3. 職域幹事は、原則として東京支部会員が3名以上所属する職域ごとに、少なくとも1名とするが、3名未満の職域に設けることを妨げない。また、異動などにより職域幹事を交代する場合は、支部長若しくは事務局長に連絡するものとする。
 - 4. クラス幹事は、東京支部所属の会員のうち、卒業回ごとに少なくとも1名とし、協議により決定するものとする。また、異動などによりクラス幹事を交代する場合は、支部長若しくは事務局長に連絡するものとする。

(役員を選出)

- 第6条 支部長および副支部長は、幹事会において推薦し、総会の承認を受ける。
- 2. 事務局長は、会員の中から支部長がこれを委嘱する。
 - 3. 事務局長は、若干名の事務局員をおくことができる。
 - 4. 幹事は、クラス幹事および職域幹事とする。
 - 5. 顧問は、支部長経験者とする。

(役員職務)

- 第7条 支部長は、本会を代表し会務を処理する。支部長は原則卒業回若返り順とする。
- 2. 事務局長は支部長を補佐し、支部長に事故があるときまたは支部長が欠けたときは、支部長の職務を代行する。
 - 3. 副支部長は、支部長および事務局長事務の補佐をする。
 - 4. 職域およびクラス幹事は、主に職域会員および同窓会員間の懇親を図るとともに、総会への参加を促すこと、並びに職域やクラスに会員の移動のあった場合、すみやかに事務局長に連絡する。

(役員任期)

- 第8条 役員任期は副支部長、事務局長、支部長の順に各1年とし、基本的に総会終了後に交代するものとする。但し、再任を妨げない。
- 2. 役員に欠員を生じた場合は、すみやかに補充するものとする。但し、その任期は前任者の残任期間とする。

(相談役)

- 第9条 支部長が必要と認めるときは、本会に相談役を置くことができる。

第5章 会 議

(会議の種類)

第10条 本会の会議は次のとおりとする。

- (1) 総会
- (2) 幹事会
- (3) 執行部会

(総会の招集)

第11条 総会は通常および臨時の2種とし、本会運営の重要事項を審議する。

2. 通常総会は年1回を原則とし、臨時総会は支部長が必要と認めたときこれを招集する。
3. 総会を招集するには、討議事項、日時、場所を示し、会員に通知しなければならない。

(総会での議決)

第12条 総会の議事は出席会員の過半数をもって決定し、可否同数の時は支部長がこれを決定する。

なお、WEB等による電子会議、電子会議と対面会議の併用の場合は、電子会議の参加者も出席会員の数に含めるものとする。また、事前投票等を併用する場合は、同様に有効投票者数を出席会員の数に含めるものとする。

(幹事会の構成)

第13条 幹事会は役員をもって構成する。

(幹事会の目的)

第14条 幹事会は、第4条に掲げる本会の事業遂行に向けた執行部の活動を補完することを目的とする。

(幹事会の招集)

第15条 幹事会は必要に応じて支部長がこれを招集し、総会での報告内容、審議内容のほか、会員相互の親睦に関する事項を審議する。

クラス幹事に事故があるときには、その卒業回の会員を代理として出席させることができる。

(幹事会での議決)

第16条 幹事会の議事は出席者の過半数をもって決定し、可否同数の場合は、支部長がこれを決定する。

なお、WEB等による電子会議、電子会議と対面会議の併用の場合は、電子会議の参加者も出席会員の数に含めるものとする。また、事前投票等を併用する場合は、同様に有効投票者数を出席会員の数に含めるものとする。

(執行部会の構成)

第17条 執行部会は支部長・副支部長・事務局長・顧問をもって構成する。

(執行部会の目的)

第18条 執行部会は、第4条に掲げる本会の事業遂行のための企画、執行並びに、
暁木会本部との連絡調整を行うことを目的とする。

(執行部会の招集)

第19条 執行部会は、必要に応じて支部長がこれを招集し、会務の執行に関する重
要事項を審議する。

(執行部会での議決)

第20条 執行部会の議事は出席者全員の賛成をもって決定する。

第6章 会計および会計監査

(経費)

第21条 本会の経費は、暁木会本部からの助成金、寄付金、その他の収入をもって
これにあてるものとする。
但し、総会その他の行事については、出席者より臨時会費を徴収する。

(会計報告)

第22条 本会の会計は、会計監査員の監査を経て、総会の承認を得、会員に報告す
るものとする。

(会計監査の委嘱)

第23条 支部長は前条の監査のため、会計監査員を前年度支部長に委嘱するもの
とする。

(事業年度)

第24条 本会の事業年度会計は、毎月4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

制定：暁木会東京支部 設立日（詳細不明）

附則（西暦 2004 年 6 月 11 日改正）

（施行期日）

第 1 条 この会則は、西暦 2004 年 6 月 11 日から施行する。

附則（西暦 2021 年 7 月 29 日改正）

（施行期日）

第 1 条 この会則は、西暦 2021 年 7 月 29 日から施行する。

附則（西暦 2023 年 6 月 2 日改正）

（施行期日）

第 1 条 この会則は、西暦 2023 年 6 月 2 日から施行する。

附則（西暦 2024 年 6 月 28 日改正）

（施行期日）

第 1 条 この会則は、西暦 2024 年 6 月 28 日から施行する。

令和6年度 暁木会東京支部総会出席者名簿

令和6年6月24日現在

来賓	大石 哲	神戸大学大学院工学研究科市民工学専攻 教授
来賓	黒澤 正之	暁木会本部会長（兵庫県）

No.	氏名	卒業年	卒業回	所属	備考
1	徳永 幸彦	1980	㊸	竹中土木	
2	松田 尚久	1985	㊻	銭高組	
3	吉岡 泰邦	1987	㊽	JFEシビル	
4	石井 卓司	1988	㊾	鴻池組	
5	尾寄 佳史	1988	㊾	建設技術研究所	
6	川崎 哲人	1988	㊾	竹中土木	
7	前田 敏也	1988	㊾	清水建設	
8	田中 俊行	1989	㊿	鹿島建設	
9	渡邊 武志	1990	㊿	パシフィックコンサルタンツ	
10	川野 康彦	1991	㊿	西日本カーボン貯留調査	
11	大谷 達彦	1992	㊿	西松建設	
12	笹 真	1992	㊿	鹿島建設	
13	井上 貴文	1993	㊿	東急建設	
14	木谷 努	1995	㊿	パシフィックコンサルタンツ	
15	斉脇 伸英	1995	㊿	東洋建設	懇親会から参加
16	牛垣 勝	1999	建99	鹿島建設	
17	古賀 翔平	2006	建06	大林組	
18	巽 敏彰	2014	市民14	奥村組	
19	建口 沙彩	2015	市民15	パシフィックコンサルタンツ	
20	本田 和也	2016	市民16	東電設計	
21	松下 晃生	2020	市民20	パシフィックコンサルタンツ	
22	上田 大貴	2024	市民24	鹿島建設	新入会員
23	大畑 萌	2024	市民24	パシフィックコンサルタンツ	新入会員
24	加藤 元帥	2024	市民24	鹿島建設	新入会員（19時～）
25	友近 温人	2024	市民24	パシフィックコンサルタンツ	新入会員
26	二神 啓	2024	市民24	大成建設	新入会員（18時半～）
27					
28					
29					
30					

注：2024年度の新入会員である妹尾さん（大林組）と山本さん（大林組）はご欠席

現地参加（来賓を含む）	28
zoom参加	0
合計	28